

太成学院大学の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動指針（2021/8/30 改定）

	レベル判断の基準	簡易な表現	教育（研究を含む）	課外活動（クラブ活動等）	構内への入構	施設利用・バスの運行	行事・イベント
レベル0		感染はあるが、通常の生活かできる。 （医学的な感染対策が整っている）					
レベル1	大阪府に緊急事態宣言、又はまん延防止等重点措置が発令されていない。	感染があり、感染対策が必要な生活である。 （医学的な感染対策が十分に整っていない）					
レベル2		感染抑制期 （医学的な感染対策が整っていない）	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に沿って、感染防止 ^{※1} 措置を講じ、 ●原則、面接授業の実施 ●授業の実施方法（アクティブ・ラーニング・演習・実習等）の制限 ●学外での活動を伴う授業の制限 ●遠隔授業（オンデマンド型のみ）や課題研究等の積極的利用	適切な感染防止 ^{※1} 対策（3密回避、接触回避、消毒等）を講じ、許可された一部の活動は認める（条件付きの活動再開）。	授業を受講する学生を除き、入構を自粛する。大学の滞在は短時間とし、大学の指定する施設・エリアのみ使用を可能とする。	大学の指定する施設・エリアのみ使用を認める。 バスは、適切な感染防止 ^{※1} 対策（3密回避、接触回避、消毒等）を講じ、運行する。	適切な感染防止 ^{※1} 対策（3密回避、接触回避、消毒等）を講じ、実施できる行事・イベントは行う。
レベル3	大阪府に緊急事態宣言、又はまん延防止等重点措置が発令されているが、大学に対して休業要請、もしくは遠隔授業等の要請はない。	感染初期・終期 （感染拡大期を含む）	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に沿って、感染防止 ^{※1} 措置を講じ、 ●原則、面接授業の実施 ●授業の実施方法（アクティブ・ラーニング・演習・実習等）の制限 ●学外での活動を伴う授業の制限 ●遠隔授業（オンデマンド型のみ）や課題研究等の積極的利用	適切な感染防止 ^{※1} 対策（3密回避、接触回避、消毒等）を講じ、許可された一部の活動は認める（条件付きの活動再開）。 合宿、バス移動を伴う活動は禁止する。		学長が許可した一部の施設のみ利用を認める。 バスは、適切な感染防止 ^{※1} 対策（3密回避、接触回避、消毒等）を講じ、運行する。	学長が許可した行事・イベントのみ適切な感染予防 ^{※1} 対策を講じ、実施する。
レベル4	大阪府に緊急事態宣言、又はまん延防止等重点措置が発令されており、大学に対して休業要請、もしくは遠隔授業等の要請がある。	感染拡大期 （感染初期・終期を含む）	すべての授業は遠隔授業（同時双方向型・オンデマンド型）や課題研究等で実施する。実習は文部科学省および厚生労働省の基準に基づき、措置を講じる。	全面活動禁止。	休業要請の場合、原則入構禁止。ただし、大学の運営に係る一部の教職員の入構は除く。遠隔授業等の要請の場合、教職員の入構は認め、学生の入構は事前に許可された学生のみ認める。	休業要請の場合、原則使用禁止。 遠隔授業等の要請の場合、使用が許可された施設の利用は認める。 バスは、休業要請の場合運行停止、遠隔授業等の要請の場合減便し運行する。	休業要請の場合、学内外のすべての行事・イベントは中止、ないしは延期とする。 遠隔授業等の要請の場合、学長が許可した行事・イベントのみ適切な感染予防 ^{※1} 対策を講じ、実施する。

※1 感染防止 1) 体温が37.5℃以下、2) マスクの着用、3) 手洗い及びうがい、4) 3密の回避（換気等）、5) 接触回避、6) 密集回避、7) 密接回避、8) 教室の収容定員60%以内（ただし、50名以下の場合を除く）